

「学校法人会計基準」の見直し

勝 山 進（日本大学）

I 問題提起

大学を巡る環境は急激に変化しており、こうした変化に対応しなければ、大学はやがて社会からの認知が得られず深刻な状況になろう。環境の変化は、少子化や文部科学省の大学に対する積極的な対応に現れている。少子化問題は、すでに定員割れをもたらした私立大学が相当数にわたっており、誰でもが入学できる「Fランク」が出現していることに象徴される。さらには、2009年には入学志願者と入学枠が一致すると言われている。また、文部科学省は、「大学(国立大学)の構造改革の方針」(2001年6月11日)を公表したが、このタイトルは「国公立大学」とあるけれども、サブタイトルには、「活力に富み国際競争力のある国公立大学づくりの一環として」とあり、私立大学も視野に入れていることがわかる。

加えて、同省の「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン—大学が変わる、日本を変える—」は、今後の大学経営に多大な影響を及ぼそうとしている。同省の基本視角は、活力を持ち社会に貢献する大学には、積極的な援助をするが、そうでない大学は自助努力でやりなさいというものである。要するに、文部科学省は、「護送船団方式から競争を促す政策へ転換」¹⁾させようとしている。つまり大学も「市場原理」に対応しなければ生き残れないと言っているのである。

社団法人日本私立大学連盟(私大連)は、近い将来生起するであろう大学の「危機管理策として「学校法人の経営困難回避策とクライシス・マネジメント」(平成14年3月)と題する冊子を作成しており、さらに、「学校会計委員会」(2000年6月)を発足させ、「学校法人会計基準」の改正を働きかけており、2002年3月に最終報告書をまとめた。一般に「学校法人会計基準」は、難解であり、素朴な疑問として、健全性の判断基準を掴みかねている現状にある。こうしたこともあって、「実態つかめぬ私大の懐具合」²⁾と言われている。

そこで、本稿では、「学校法人会計基準」の現状を明らかにし、私大連が進めてきた「学校法人会計基準」の改正動向を明らかにし、さらなる検討課題を抽出したうえで、理解可能な基準の改正について考察する。

II 「学校法人会計基準」の構造

1 「学校法人会計基準」の動き

1) 文部省令第18号「学校法人会計基準」の制定

戦後の教育改革の一貫として私立学校の存在が社会的に認知されはじめたものの学校会計は必ずしも適切とはいえず、私立学校の経理の合理化や適正化を図るための会計基準の制定が求められていた。1968年7月に、文部省は、学識経験者や私学団体の推薦者からなる「学校法人の財務基準の調査研究」のための委員会を発足させており、中間報告を経て、1970年5月に、委員会報告として「学校法人会計基準」を発表した。同基準は、1971年4月に文部省令第18号「学校法人会計基準」（以下、「基準」と表記することもある。）として公表された。また、その前年の1970年5月には「日本私学振興財団」（現「日本私立学校振興・共済事業団」）が創設され、1975年7月には私立学校に対する融資および助成等の法令化を目的とする「私立学校振興助成法」が成立し、私学に対する助成制度が完成したのである。その後、「基準」は若干の改正がなされ今日に至っている。

「基準」は制定以来高度成長の流れのなかで大きな貢献をしたのであるが、今日的な視点で見ると制度的なほころびが見られ、何よりもステイクホルダーの理解が得られにくいことが指摘されてきた。

2) 日本私立大学連盟「学校会計委員会」の発足

日本私立大学連盟は、2000年6月に「学校会計委員会」を組織し、この中に「学校会計小委員会」と「ディスクロージャー小委員会」を設置した。設置の理由は、(i)「学校法人会計基準」の理解を得ること、(ii)情報公開の推進、および(iii)ステイクホルダーに対するアカウントビリティを働かせる新しい会計基準を体系化することにあつた。私大連は、これまでステイクホルダーに対して理解を求める努力をしてきたが³⁾、基本的な会計構造の理解がなされないこともあつて、その目的が達成されたとはいえない。このような背景を踏まえて、学校会計委員会は、2000年10月から「基準」と学校法人財政のあり方の2つの検討を開始した。具体的な検討課題は、以下の通りである。

(1) 「学校法人会計基準」関係

①問題提起

- (i) 消費収支の均衡や支出超過が何を意味しているのか理解しがたい。
- (ii) 収入と支出の関係が不明確で、学費や補助金の使途、その他資金の流れなどがわかりにくい。
- (iii) 将来教育研究条件を整備するために必要な保有資金の額や、それがどれだけ確保されているかわからない。

②新会計体系の確立

1999年11月3日「学校法人会計における目的分類の考え方」（教育関連、学生生活関連、研究関連、管理関連など）をまとめたが、更なる、体系化の確立が必要である。

(2) 学校法人財政のディスクロージャーのあり方

教育研究情報のみならず、財務状況についても十分な開示が求められている。

なお、これらの（1）および（2）のうち、本稿では、「学校法人会計基準」関係について検討することにする。

2 「学校法人会計基準」の意義

1) 「学校法人会計基準」の特性

学校法人は、「学校教育法」、「私立学校法」に依拠して設立された「公共性」が高い法人である。「基準」は、第15条（消費収支計算の目的）で「学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため、消費収支計算を行うものとする。」と規定している。ここでは、消費収入と消費支出が均衡状態を維持することを最大の特徴としており、そのために、「基準」（第4条）は、3つの計算書類（資金収支計算書；「当該年度に行った諸活動との対応関係に係わらず、全ての資金収入と資金支出を開示する」、消費収支計算書；「消費収支の均衡状態の維持状況を開示する」、貸借対照表；「財政状態を開示する」）の作成を要求している。「基準」によれば、「消費収入は、当該会計年度の帰属収入（学校法人の負債とならない収入をいう。）を計算し、当該帰属収入の額から当該会計年度において第29条及び第30条の規定により基本金に組入れる額を控除して計算するものとする。」（第16条）と規定している。また、「消費支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。」（第16条2）と規定している。つまり、帰属収入から基本金を控除した残高（消費収入）を当該会計期間の財源とすることになっており、徹底した保守主義が採用されている。この他、貸借対照表の配列は固定性配列法、有形固定資産の減価償却は定額法としており（第26、35条）、固定資産の重要性を読みとることができる。

2) 基本金と基本金組入れについて

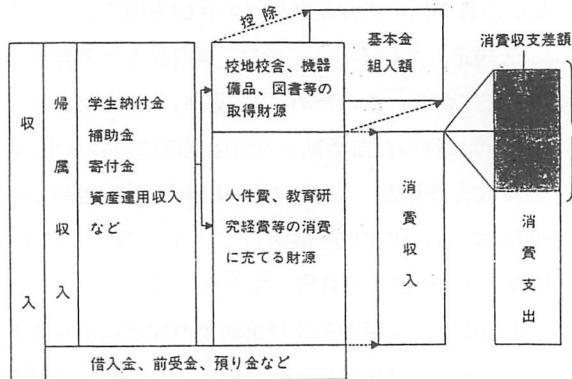
「学校法人会計基準」第29条（基本金）は、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組入れた金額を基本金とする。」と規定している。要するに、基本金の概念は、①継続的に維持していきべき資産の額の観念的な金額であり、②帰属収入から組入れた金額を意味するが、この基本金の取り扱いを巡って多くの批判が集中している。

「基準」第30条は、基本金の組入れを規定しているが、その内容は次のようになる。

- 第1号基本金……校地、校舎、機器備品、図書などの固定資産の取得額
- 第2号基本金……固定資産を取得する目的で留保した預金などの資産の額
- 第3号基本金……奨学基金、研究基金などの資産の額
- 第4号基本金……学校法人の円滑な運営に必要な運転資金の額

基本金組入れの計算構造は、すべての収入から借入金、前受金や預り金などを控除した帰属収入から基本金組入額を控除した後の消費収入で会計年度の経費を賄うことを前提としている。この消費収入から消費支出を控除した残額が「消費収支差額」とされ、この差額が収支均衡状況を示すことになるが、ここに問題点が存在する。その問題点とは、「消費収支差額」が何を意味するのかが明確でなく、この会計構造を企業会計原理で見ると収益からあらかじめ「利益」（基本金）を控除した残額で費用を規定することになるとの批判がある。

〔図表1〕 帰属収入、消費収入及び基本金の関係



〔資料〕(社)日本私立大学連盟『学校法人における基本金の重要性の理解のために—21世紀の教育研究の充実に向けて—』平成5年2月、6ページ。

Ⅲ 「学校法人会計基準」見直しの視点

1 学校会計に係る2つの基本理念

1) 企業会計原理の導入

学校は生き残りをかけた改革を進めている。その背景には、バブル経済の崩壊と少子化があり、学校経営も市場原理の時代に入ったことがあげられる。こうした視点から、企業会計原理をベースに学校会計基準を構築すべきであるとするアプローチがある。アメリカの非営利組織体会計⁴⁾は、①非営利組織体と営利企業の共通点をあげ、両者はいずれも財貨

や用役を生産および分配し、そのために希少資源を利用し、最大の効果を上げる点で共通性がある。②非営利組織体の財務報告は、現在および将来の資源提供者その他の情報利用者が非営利組織体への資源配分について合理的な意思決定を行うのに有用な情報を提供するものでなければならないとして両者の共通点を指摘している。なお、③非営利組織体の特徴として、(1)経済的便益の見返りを期待しない資源提供者から相当の資源を受領すること、(2)所有主請求権が存在しないとして、営利企業体との違いを示しているが、基本的フレームワークは、両者の共通性を認める形になっている。

2) 「学校法人会計基準」の踏襲

学校会計小委員会は、以下のような観点から、学校会計の独自性を認め、「基準」の基本構造を追認したのである。つまり、会計ビッグバンが叫ばれる中で企業会計原理の導入を視野に入れながら、アメリカのFASB基準第117号（「非営利組織の財務諸表」）も考察した。しかしながら、同委員会は、学校の特異性に鑑みて、収支の均衡を図りつつ自己資金での継続的な組織の運営を図るべきであるとする「基準」の考え方を踏襲することにしたとの見解を示している。

学校法人は、学校教育法および私立学校法にもとづいて設置された法人である。学校法人の特徴は、建学の精神や教育研究の理念や目標のもとにそれらの事業を遂行する自主性および公共性の高い経営体である。こうした独自の教育理念を実現させるためには、自主独立した財源を確保しなければならない。このため、学校法人にあっては、将来に備えた財の保全と経常的な資金確保が求められる。

こうした特徴の具現化が、「基準」第15条（消費収支計算の方法）および第29条（基本金への組入れ）である。前者は消費収支の均衡を謳っており、後者は必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとしての基本金について規定している。つまり、「基準」の特徴は、収支の均衡と基本金にある。

そのためには、学校会計基準の基本構造の理解可能性を高めることが最も要求されることである。とりわけ、基本金は、「基準」の根幹をなすものであり、所有権を有する営利企業の資本金とは大きく異なることである。

ただし、「基準」制定の目的が、いわば文部省（当時）による補助金行政の一貫であったことは否めない。その基準の制定以来30年余の時代の流れが、ステイクホルダーを拡大させ、こうした関係者に十分な対応をしなくてはならなくなった社会的な背景もある。このためには、「基準」が制定された当時の理念を認めながらも理解可能性の高い基準への再構築が求められる。

IV 「学校会計小委員会」の検討状況

「学校会計小委員会」は、1年半にわたる検討の結果、平成14年3月に以下の諸点についての提言をまとめた。

1 キャッシュ・フロー計算書の導入

すでに支払資金が枯渇している大学もあり、短期的・長期的な資金の流れを把握し、管理することは非常に重要になっている。現行で、資金収支計算書が存在しているが、その内容は、学校法人の諸活動を収入と支出ごとに定められた勘定科目順に表示しており、資金の総額を把握することができる。このような資金収支計算書に対し、キャッシュ・フロー計算書は、学校法人の諸活動を主な事業ごとに区分し、「活動区別キャッシュ・フロー」を把握することができる。このため、[図表2]に示されたように、キャッシュ・フロー計算書は、①教育研究活動によるキャッシュ・フロー、②施設等整備活動によるキャッシュ・フローおよび③財務活動によるキャッシュ・フローとの3段階とし、①と②の合計を「事業キャッシュ・フロー」として位置づけている。これらから理解できるとおり、企業会計基準が使用している名称と異なっていることがわかる。要するに、キャッシュ・フロー計算書は、学校法人の活動区分ごとに資金調達と運用情報を開示することによって、学校法人の財務運営状況を明らかにすることを目的としている。

[図表2] キャッシュ・フロー計算書

年 月 日から
年 月 日まで

I 教育研究活動によるキャッシュ・フロー (単位:円)

	金額
学生生徒納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入(施設設備関係寄付金収入を除く)	
補助金収入(施設設備関係補助金収入を除く)	
資産運用収入	
事業収入	
医療収入	
雑収入	
前受金収入	
その他の収入	
資金収入調整勘定	
小計	
人件費支出	
教育研究経費支出 (教育研究経費支出)	
(医療経費支出)	
管理経費支出	
借入金等利息支出	
その他の支出	
資金支出調整勘定	
小計	
教育研究活動によるキャッシュ・フロー	

II 施設等整備活動によるキャッシュ・フロー

	金額
寄付金収入(施設設備関係寄付金収入)	
補助金収入(施設設備関係補助金収入)	
資産売却収入(動産・不動産売却収入)	
その他の収入	
資金収入調整勘定	
小計	
施設関係支出	
設備関係支出	
その他の支出	
資金支出調整勘定	
小計	
施設等調整活動によるキャッシュ・フロー	
事業キャッシュ・フロー (I+II)	

Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー(単位：円)

	金額
短期借入金増加額	
長期借入金収入	
長期借入金返済支出	
有価証券売却収入	
有価証券購入支出	
その他の収入	
その他の支出	
資金収入調整勘定	
資金支出調整勘定	
引当資産から支払資金へ	
支払資金から引当資産へ	
財務活動によるキャッシュ・フロー	

繰越支払資金の増加額	
前年度繰越支払資金	
次年度繰越支払資金	

なお、キャッシュ・フロー計算書に関連して、実際の資金総額を開示する「引当資産明細表」〔図表3〕が提言されている。要するに、この明細表は、将来実施する事業に備えた各種引当資産のフロートとストック情報を開示することになる。

〔図表3〕 引当資産明細表

年 月 日

(単位：円)

	期首残高	当期増加額 (当期繰入額)	当期減少額 (当期戻入額)	期末残高
退職給与引当資産				
年金引当資産				
減価償却引当資産				
第2号基本金引当資産				
第3号基本金引当資産				
その他引当資産				
合計				

2 「基本金」に関する検討

これまで指摘したように、「基準」の最大の問題点は、基本金にあると言える。基本金制度は、学校法人の公共性や持続性を実現するために創設された「基準」の根幹をなすものである。しかし、組入れ計画の内容などに具体的な定めと強制力がないことから、第2号基本金の運用は実務において、組入れの判断に統一性が得られず、第2号基本金制度に対する批判の原因にもなっている。そこで、基本金組入の計算構造を改善することにしたと主張している。計算構造は、次のようになる。

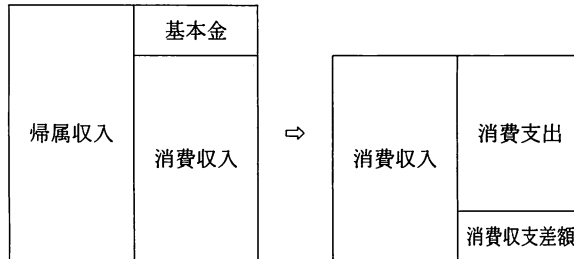
$$\text{帰属収入} - \text{消費支出} = \text{基本金控除前差額} \quad (\text{帰属収入超過額ないし不足額})$$

基本金控除前差額－基本金組入額＝消費収支差額

これらの関係を図示すれば、[図表4] のようになる。

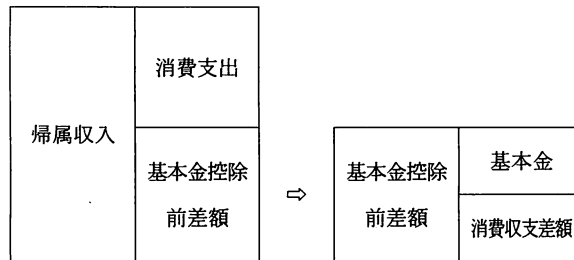
[図表4] 消費収支計算書の改善

[現行の消費収支計算書]



(注) 今後は、基本金控除前の段階で帰属収入差額がマイナス（帰属収入不足）となることが考えられる。要するに、基本金組入れが不可能となる事態が発生する可能性がある。

〔「提言」の消費収支計算書〕



なお、貸借対照表の第2号基本金の残高は、「第2号基本金の組み入れに係る計画表」に開示されている。しかし、この計画表は、「基準」に精通していないものには理解しがたいこともあり、[図表5] のように、貸借対照表に注記することを提案している。

[図表5] 基本金組入れ額の貸借対照表の注記

計 画 の 名 称	施 設 設 備 資 金
取 得 予 定 固 定 資 産	新設大学院棟
取 得 予 定 年 度	平成〇年度～〇〇年度
所 要 見 込 総 額	××円
組 入 予 定 額	××円
組 入 額	××円
当 期 残 高	××円

以上の他、第4号基本金の存在意義について検討した結果、次のように結論付けている。第4号基本金の存在と、学校法人が支払資金を確保し、資金ショートを回避することとは別個であるとの考え方から、基本金として取り扱うことは不要であるとしている。さらに、基本金の取り崩しに言及し、例えば、教室の利用形態が変化したことにより、不要となった建物を取り壊すような場合や、キャンパスの統合で不要となった土地を売却する場合など、学校法人においても経営資源の効率使用を重視するようになってきていること、日本経済がデフレの時代に入ってきたことを考えると、基本金の取崩しについても弾力的な対応が望まれるとしている。

3 注記に関する検討

以上の他、注記事項の拡充を図る必要がある。注記に関する現行の規定は、「基準」第34条（減価償却資産等の記載方法）で、①減価償却（累計額の注記）、②金銭債権（徴収不能額）、③担保資産（種類・額）、④退職給与引当金（額の算定方法）、⑤翌会計年度以後の会計年度における基本金への組入額等を規定している。

しかし、上記第34条のみでは不十分である。すでに日本公認会計士協会から、平成10年5月に「学校法人会計基準の見直しに係る提言」が公表されているが、この提言は、学校法人会計における情報開示の信頼性を高める点でも重要な要件と考えられる。具体的には、①1-1重要な会計方針、②1-2採用している会計方針の変更、②偶発事象及び後発事象、③外貨建て資産・負債の外貨の金額及び円換算額、④有価証券の時価関連情報、⑤役員との取引となっているが、実務では必ずしも普及しているとは言えない。このため、こうした実務が醸成されることを求めている。

V まとめ

これまで、「学校法人会計基準」の問題点と私大連に設置された「学校会計小委員会」の最終報告書を考察してきたが、残された課題も多々ある。大学の使命は、「充実した教育・研究」と「それらの社会還元」にあり、使命実行の施策は、ハードとソフト両面にわたる「より快適な教育・研究環境の構築」である。そこでの重要な課題は、大学の特長（売り）をどのように構築するかにある。

文部科学省が「トップ30」（COE）を提起したことによって大学が2極分化する方向にあるが、具体的には、研究大学（30大学）か、それ以外かということになる。少子化は時代の流れであるが、社会人の大学への進学機会は今後大幅に増加するであろう。すでに、大学は社会人の大学院のみならず学部への入学を積極化させている。このような現状に対し、大学は社会の「目」（stakeholder）に対する意識改革が要求される。具体的には、①ハード面として、学生中心の快適な環境の提供が求められるが、これは資金調達の問題でもある。例えば、授業料依存体質

からの脱却として、より一層の寄附金への依存、さらには収益事業の立ち上げが考えられる。

②ソフト面として、教員の使命である「教育・研究」におけるより一層の教育へのシフトが指摘される。とりわけ、学生の勉学意欲の喪失（目的意識の減退）が指摘されている反面、社会人学生の増加によって学習の目的意識が高揚しており、学生構成が複雑化しているため、FD（Faculty Development）の実施の本格的な導入が求められる。

すでに指摘したことであるが、仮に今回の「最終報告」が各大学に受け入れられたとしても、「基本金」の名目性については、再考しなければならない。何故なら、余りにも実態とに大幅な乖離がある。このことは「基準」が基本金の取り崩しを非常に厳格にしていることに起因している。「基準」第31条には、「・・・その諸活動の一部または全部を廃止した場合に取崩すことが出来る。」とあり、廃校や一部廃校でもない限り、取り崩しは認められず、基本金の名目性が際だっている。

また、今日、財産目録の現代的な改善が求められているが⁵⁾、情報開示の一貫として再調達時価を評価基準とする財産目録を導入することを提案したい。ディスクロージャーについては、本稿の主題ではないが、すでに、計算書類をウェブ・サイトで開示している大学もある。こうした流れを醸成し、「監査報告書」をも開示することも考えなければならない。

注

1) 『週刊東洋経済』2001年9月15日号、70ページ

2) 『朝日新聞』2001年7月14日

なお、こうした現状に対する論考に、宮本匡章「学校法人会計へのアプローチ」『企業会計』2002年3月がある。本論文の特徴は、学校法人会計基準の難解さを指摘した上で、今日的な課題としてリース会計と退職給付会計をあげている。

3) (社)日本私立大学連盟『学校法人における基本金の重要性の理解のために—21世紀の教育研究の充実に向けて—』平成5年2月

4) 非営利組織会計の基本構造を示したものに以下の資料がある。

①FASB,SFAC No.4, *Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations*, Dec. 1980

②FASB,SFAB No.117, *Financial Statement of Non-for-Profit Organizations*, June 1993

このNo.117号を紹介したものに、池田享誉「FASB会計基準第117号『非営利組織の財務諸表』の検討」『会計』第160巻第2号（平成13年8月）がある。

なお、学校会計に関する最新の資料に、片山覚「6. 学校法人の会計」、日本会計研究学会スタディ・グループ『非営利組織体の会計—平成13年度最終報告—』平成13年9月22日がある。

5) 五十嵐邦正氏は、「財産目録観の類型」『会計』第160巻第3号（平成13年9月号）のなかで、財産目録を歴史的に類型化した上で、資産負債アプローチが急速に強調されてきており、財産ストック情報の重要性が一段と高まりつつあることから、企業外部報告の財務諸表として積極的に活用すべきであると提言している（13,14ページ）。